

新型コロナウイルス対策について (ワクチンの追加接種前倒し等)

令和4年1月24日

新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室

新型コロナウイルス感染症対策等地方連携体制

総務省 新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部

本部長：総務大臣

本部長代理：総務副大臣、総務大臣政務官

副本部長：総務事務次官、消防庁長官、自治財政局長、
地方連携総括官

本 部 員：自治行政局長、自治税務局長、地域力創造審議官、
大臣官房長、官房総括審議官、消防庁次長、
官房審議官(財政制度、財務担当)

幹 事：地域政策課長、地域振興室長、過疎対策室長
財政課長、財政課参事官、調整課長、地方債課長、
財務調査課長、税務局企画課長、消防庁総務課長

総務省リエゾン：60名程度

事務局：新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室(自治行政局)

室 長：地方連携総括官

室長代理：地域政策課長(併)、地域振興室長(併)、過疎対策室長(併)、
調整課長(併)、地方債課長(併)、財務調査課長(併)、応援派遣室長(併)、
政党助成室長(併)

室 員：地域政策課職員(併)＋専任職員

※令和3年4月27日に立ち上げた
新型コロナワクチン接種地方支援本部を
同年7月1日に改組。
同年11月16日に金子総務大臣・本部長の下で開催。
本年1月12日に総理指示を受けて開催。

・ワクチン接種に向けた支援
・その他感染症対策等のための
連携・調整

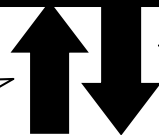


自治体の取組状況や課題を
丁寧に聴取・把握

都道府県
政令市
市区町村

全国知事会
全国市長会
全国町村会

ワクチン接種や感染症対策等に関する
最新の情報を提供



自治体の取組状況や課題を
フィードバック

厚生労働省等の関係府省

追加接種の前倒し方針について①

○ 令和3年12月17日 記者会見での岸田内閣総理大臣ご発言

昨日承認されたモデルナ社のワクチンを活用し、専門家の意見も伺った上で、医療従事者と高齢者約3,100万人の方々を対象として前倒しを行います。

具体的には、まず、医療従事者等や重症化リスクの高い高齢者施設入所者などについて、接種間隔を2か月前倒しし、6か月に短縮いたします。

加えて、来年2月以降、その他の一般の高齢者について、接種間隔を1か月前倒しし、7か月に短縮いたします。オミクロン株の感染拡大が懸念される中で、ワクチンの重症化予防効果が比較的早く低下し、かつ、重症化のリスクが高い高齢者の方々を優先して、前倒しを集中させるとの判断をいたしました。お年寄りを守るため、国民の御理解をお願いいたします。

○ 令和3年12月17日 厚生労働省事務連絡（抜粋）

1. 医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等に対する追加接種

(1) 対象者

市町村は、以下の者に対して、…初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できることとする。

①…医療従事者等…

②…高齢者施設等…の入所者及び従事者、通所サービス事業所…の利用者及び従事者並びに病院又は有床診療所の入院患者

(2) 実施手順

…初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること。

2. その他の高齢者に対する追加接種（令和4年2月以降の対応）

市町村は、1.（1）に掲げる者…以外の高齢者について、令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができることとする。

追加接種の前倒し方針について②

○ 令和4年1月11日 記者会見での岸田内閣総理大臣ご発言

- ・ ワクチンについては、1月・2月に山場を迎える、3、100万人を対象とする3回目接種の前倒しについて、各都道府県における大規模接種会場の設置や接種場所の更なる確保などを通じて、ペースアップを要請します。目途が立った自治体は、市中にある全国900万回分の未使用ワクチンなども活用して、高齢者接種を更に前倒します。
- ・ さらに、3月以降は、今般、追加確保したモデルナ1,800万人分を活用して、一般分についても前倒しします。国としても、自衛隊による大規模接種の設置など、自治体の取り組みを後押ししていきます。
- ・ オミクロン株は若年層やお子さんの感染も多く見られます。12歳以上の若い方で、まだワクチン接種をしていない方はぜひ接種をお願いします。なお、これまでワクチン接種の対象となっていなかった、12歳未満の子どもについて、薬事など必要な手続を経て、希望者に対して、できるだけ早く、ワクチン接種を開始します。

追加接種の前倒し方針について③

○ 令和4年1月13日 厚生労働省事務連絡（抜粋）

「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」

…については、本事務連絡及び12月事務連絡の内容について十分御了知及び関係機関等への周知の上、各対象者が追加接種可能となる時点での接種の実施に努めていただくようお願いいたします。

1. 一般高齢者に対する追加接種の接種間隔について

…令和4年3月以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。

2. その他の者に対する追加接種の接種間隔について

…令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。

「追加接種の速やかな実施について」

追加接種を速やかに行っていただくための基礎数値として、本日から厚生労働省のホームページにおいて、12月事務連絡及び1月事務連絡に基づく接種間隔の短縮を踏まえた各都道府県における各月の接種対象となり得る人数並びに各都道府県における追加接種の接種実績及び配布したワクチンの数を公表する。各自治体におかれては、こうしたデータを参考とし、追加接種の速やかな実施を図ること。

※ これらを受け、総務省からも自治体に対し、同日、特に1・2月に山場を迎える高齢者等への追加接種をはじめ、速やかな実施を要請

追加接種のワクチン供給計画

首相官邸HPより
(厚生労働省作成資料)

国は以下の前倒しに必要なワクチンを自治体に供給する。

①a) 本年1月から、医療従事者等（約600万人）、b) 高齢者施設等入所者等（約900万人）の接種間隔を2ヵ月前倒し

②c) 本年2月から、その他高齢者（約1,700万人）の接種間隔を1ヵ月前倒し

③c) 本年3月から、その他高齢者の接種間隔を更に1ヵ月前倒し、d) 一般・職域（約5,500万人）も1ヵ月前倒し

※目途が立った自治体では、市中にある未使用ワクチンなども活用して、②・③についてさらに前倒しを行う。

追加接種のタイミング (2回目接種時期)		R3.12月 (R3.3月,4月)	R4.1月 (R3.5月)	R4.2月 (R3.6月)	R4.3月 (R3.7月)	R4.4月 (R3.8月)	R4.5月 (R3.9月)	R4.6月 (R3.10月)	R4.7月 (R3.11月)
医療従事者等		← 2ヵ月前倒し可		← 2ヵ月前倒し可					
高齢者	高齢者施設等利用者	← 2ヵ月前倒し可		← 2ヵ月前倒し可					
	その他			← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可
一般	高齢者施設等従事者	← 2ヵ月前倒し可		← 2ヵ月前倒し可					
	その他				← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可
職域					← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可

追加接種の対象者数とワクチンの配送量

令和3年11月17日自治体向け説明会
厚生労働省資料

前倒し前

追加接種用のワクチンについては、2回目接種完了から8か月後に接種が行われることを前提に配分します。

R3.3月～5月に2回目接種が完了した方に用いるワクチンについては、既に配分済み。

R3.6月～7月に2回目接種が完了した方に用いるワクチンについては、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンを用いて配分します。

(単位：万人)

	追加接種のタイミング (2回目接種時期)	R3.12月 (R3.3月,4月)	R4.1月 (R3.5月)	R4.2月 (R3.6月)	R4.3月 (R3.7月)	R4.4月 (R3.8月)	R4.5月 (R3.9月)	R4.6月 (R3.10月)
対象者 (万人) (注1)	医療従事者等 (約576)	104	200	183	89			
	高齢者 (約3,251)		61	1,160	1,624	313	58	35
	一般 (約4,479)		42	73	435	1,194	1,462	1,273
	職域 (約1,071)				168	500	155	248

約3,700万回分を配分予定

(ファイザー社ワクチン約2,000万回、武田/モデルナ社ワクチン約1,700万回)

配送日程：ファイザー社ワクチン約1,200万回は12月、約800万回は来年2月。武田/モデルナ社ワクチン約1,700万回は来年1月

注1 「医療従事者等」は、令和3年7月30日までのワクチン接種円滑化システム(V-SYS)への報告から集計し、「職域」を除くその他の区分については、令和3年11月14日までのワクチン接種記録システム(VRS)への報告から集計している。
「職域」については、都道府県単位で令和3年10月31日までのV-SYSへの報告数と上記のVRSの報告数を比較し大きい方を集計している。
(令和3年8月分以降については、令和3年7月分におけるV-SYSとVRSの報告数の丈比べによる増加率(1.15)と同率をV-SYSの報告数に乗じることで推計している。)

【現状】追加接種の前倒し（イメージ）

令和3年12月24日自治体向け説明会
厚生労働省資料

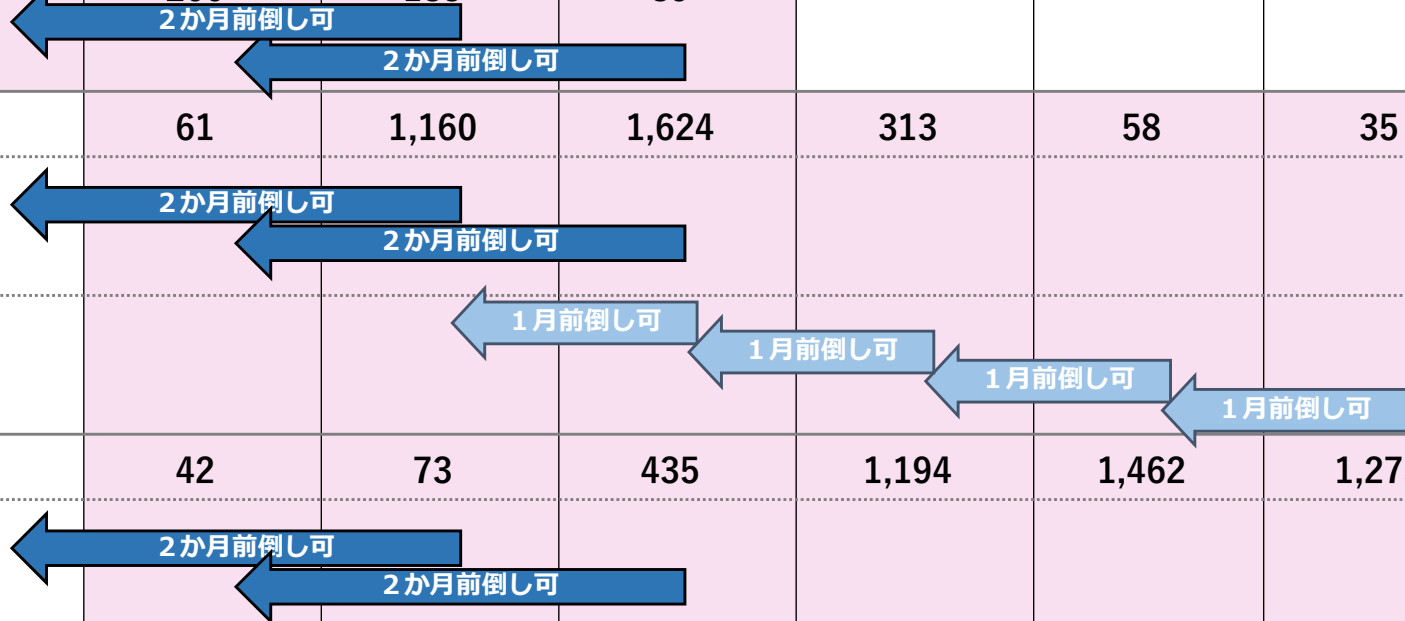
12/17前倒し後

デルタ株等へのワクチン効果のうち、重症化予防については2回接種完了半年後も高い効果が維持されるものの、高齢者に関しては、比較的低下が早いとの報告がある。病床確保の観点からも、重症化リスクの高い高齢者等から順次前倒し、重症化する患者数を抑制することが重要。

このため、①a) **医療従事者等**と、b) **高齢者施設等の重症化リスクの高い集団（高齢者施設等の入所者及び従事者など）**を優先対象とし接種間隔を**2か月前倒す**ことを可能とし、②c) **その他高齢者**も**来年2月以降1か月前倒す**ことを可能とする。

（単位：万人）

追加接種のタイミング （2回目接種時期）		R3.12月 (R3.3月,4月)	R4.1月 (R3.5月)	R4.2月 (R3.6月)	R4.3月 (R3.7月)	R4.4月 (R3.8月)	R4.5月 (R3.9月)	R4.6月 (R3.10月)
対象者 (万人) (注)	医療従事者等 (約576)	104	200	183	89			
	高齢者 (約3,251)	高齢者施設 等利用者	61	1,160	1,624	313	58	35
			その他					
	一般 (約4,479)	高齢者施設 等従事者	42	73	435	1,194	1,462	1,273
		その他						
職域 (約1,071)				168	500	155	248	



（注）「医療従事者等」は、令和3年7月30日までのワクチン接種円滑化システム（V-SYS）への報告から集計し、「職域」を除くその他の区分については、令和3年11月14日までのワクチン接種記録システム（VRS）への報告から集計している。「職域」については、都道府県単位で令和3年10月31日までのV-SYSへの報告数と上記のVRSの報告数を比較し大きい方を集計している。（令和3年8月分以降については、令和3年7月分におけるV-SYSとVRSの報告数の丈比べによる増加率（1.15）と同率をV-SYSの報告数に乗じることで推計している。）

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等について」【概要】

(令和4年1月14日付 各都道府県知事あて 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長・総務省自治行政局長・
総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官・総務省自治行政局公務員部長 通知)

地方公共団体に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、**業務の区分及び体制確保に関する点検を緊急に実施し、その結果を踏まえ、適切に対応**するよう要請。

※ 特に、身近な住民サービスを広く担う市町村において発生時継続業務が多いことから、都道府県において、市町村に周知を図るとともに、市町村の取組みを支援頂くよう依頼。

※ 点検結果については、調査を実施予定。

地方公共団体は、

- ・ 住民の生命、財産等に直接関係する住民サービスを提供しており、感染症発生時においても、住民の生命及び健康を保護するとともに住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう取り組む必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。



感染症発生時における機能維持及び必要な業務継続を図るため、

①「中央省庁業務継続ガイドライン」や他の地方公共団体の策定事例等(※)を参考に、業務について優先順位を検討

※：国(新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン)、地方公共団体(石川県、大船渡市等)の事例を参考に提供

②強化・拡充すべき業務及び継続すべき一般業務など感染症発生時に継続する業務(発生時継続業務)と、それ以外の縮小・中断する業務に区分

③発生時継続業務に必要な動員等、組織全体として必要な業務体制を確保